

## 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げや、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを盛り込んだ同法が、来年6月までに完全施行される予定となっている。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。同プログラムの策定を受けて、地方においても、行政や民間団体がともに多重債務問題に取り組み、これによって多重債務者が大幅に減少するなど、着実にその成果が現れている。

一方、改正法の施行後、消費者金融の契約数の減少や、資金調達が制限された中小企業の倒産という背景の中で、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調が出てきている。しかし、これらは、再び多重債務者の急増を招きかねず、決して許されべきではない。改正貸金業法を完全に施行した上で、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などを図ることこそが必要とされる施策である。

よって、国において、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 改正貸金業法を早期（遅くとも本年12月まで）に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人事費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

宮城県東松島市議会  
議長 佐藤富夫

衆議院議長 横路 孝弘 様  
参議院議長 江田 五月 様  
内閣総理大臣 堀山 由紀夫 様  
金融担当大臣 亀井 静香 様  
消費者及び食品安全担当大臣 福島 瑞穂 様